

防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令（令和4年防衛省訓令第29号）第35条第2項の規定に基づき、海上自衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達を次のように定める。

令和4年3月31日

海上幕僚長 海将 酒井 良

海上自衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達

海上自衛隊の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する達（令和2年海上自衛隊達第37号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 安全管理等の体制（第3条—第11条）

第3章 安全管理等のための措置等（第12条—第18条）

第4章 個人情報ファイル（第19条・第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、海上自衛隊（海上幕僚監部並びに海上自衛隊の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）をいう。）における保有個人情報等の安全管理等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報保護法 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をいう。
- (2) 訓令 防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令（令和4年防衛省訓令第29号）をいう。
- (3) 個人情報ファイル簿 個人情報保護法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号並びに個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第6項各号に掲げる事項を記載した帳簿をいう。
- (4) 海上幕僚監部の課等 海上幕僚監部の課、室又はこれらに準ずるものをいう。
- (5) 部隊等 海上自衛隊の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）をいう。

第2章 安全管理等の体制

(特別の部隊)

第3条 訓令第6条第2項の規定により特別の部隊の全部又は一部に係る機関等主任保護管理者が海上幕僚長に定められた場合における当該部隊の全部又は一部の保護管理者は、別に指定する。

(機関等副主任保護管理者補)

第4条 海上幕僚監部に機関等副主任保護管理者補を置く。機関等副主任保護管理者補は別に示す。

(保護管理者)

第5条 海上幕僚監部の課等及び部隊等に保護管理者を置く。海上幕僚監部の課等及び部隊等の保護管理者（以下単に「保護管理者」という。）は別に示す。

(保護責任者等)

第6条 保護管理者は、所属する隊員の中から海上幕僚監部の課等及び部隊等の保護責任者（以下この条において単に「保護責任者」という。）を指定するものとする。

2 前項の指定に当たっては、努めて保護管理者の直近下位の者を充てるものとする。

3 保護管理者は、保護責任者の行う事務を補助する者として所属する隊員の中から海上幕僚監部の課等及び部隊等の保護責任者補助者を指定することができる。

(部隊等主任保護管理者等)

第7条 部隊等に部隊等主任保護管理者及び部隊等副主任保護管理者を置く。部隊等主任保護管理者及び部隊等副主任保護管理者は別に示す。

2 部隊等主任保護管理者は、部隊等の保護管理者の行う保有個人情報等の安全管理等に関する事務を統括管理する。

3 部隊等主任保護管理者は、前項に規定するもののほか、部隊等における保有個人情報等の安全管理等のために必要な教育研修、点検及び監査を実施する。

4 部隊等副主任保護管理者は、部隊等主任保護管理者の定めるところにより、前2項に規定する事務について部隊等主任保護管理者を補佐するものとする。

(機関等監査主任者)

第8条 海上幕僚監部に機関等監査主任者を置く。機関等監査主任者は別に示す。

(部隊等監査主任者)

第9条 部隊等における保有個人情報等の安全管理等の状況について監査を行うため、部隊等監査主任者を置く。部隊等監査主任者は別に示す。

(監査員)

第10条 機関等監査主任者及び部隊等監査主任者（第14条第1項、第2項及び第6項において「機関等監査主任者等」という。）は、それぞれ海上幕僚監部及び部隊等の隊員の中から、訓令第18条第1項に規定する監査員を指定して監査

に当たらせることができる。

（個人情報等保護管理委員会への協力）

第11条 機関等副主任保護管理者及び部隊等主任保護管理者（以下「機関等副主任保護管理者等」という。）並びに保護管理者は、訓令第19条第7項の規定により個人情報等保護管理委員会委員長から協力を求められた場合は、必要な協力を行うものとする。

第3章 安全管理等のための措置等

（隊員への教育研修）

第12条 機関等副主任保護管理者等は、隊員（派遣労働者（訓令第28条第8項に規定する派遣労働者をいう。）を含む。）に対し、教育研修及び指導を行うものとする。

（点検）

第13条 訓令第24条第1項の規定により保護管理者が行う報告は、海上幕僚監部の課等の保護管理者にあつては機関等副主任保護管理者を、部隊等の保護管理者にあつては部隊等主任保護管理者を通じて機関等主任保護管理者に報告するものとする。

2 機関等副主任保護管理者等は、保護管理者に対し、別に定めるところにより、訓令第24条第2項の規定による定期点検及び臨時点検を行わせ、それぞれ当該点検の結果に応じ、改善措置を実施させるものとする。

3 前項の点検を実施した保護管理者は、点検の結果を速やかに海上幕僚監部の課等の保護管理者にあつては機関等副主任保護管理者を、部隊等の保護管理者にあつては部隊等主任保護管理者を通じて機関等主任保護管理者に報告するものとする。

4 第2項の臨時点検は、機関等副主任保護管理者等が必要と認めるときに臨時に行わせるものとする。

（監査）

第14条 機関等監査主任者等は、それぞれ海上幕僚監部及び部隊等における保有個人情報等の安全管理等の状況について、少なくとも毎年度1回、定期監査を行うものとする。

2 機関等副主任保護管理者等は、前項の定期監査によるもののほか、海上幕僚監部及び部隊等における保有個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又はその疑いがあり、保有個人情報等の安全管理等の状況を監査する必要があると認めた場合は、機関等監査主任者等に監査を行わせるものとする。

3 部隊等監査主任者は、前2項の規定による監査の結果を機関等監査主任者及び部隊等主任保護管理者に報告しなければならない。

4 機関等監査主任者は、第1項及び第2項の規定により行った監査の結果並びに

前項の規定により報告を受けた監査の結果を機関等副主任保護管理者を通じて機関等主任保護管理者に報告しなければならない。

5 機関等副主任保護管理者等は、前2項の規定による報告の内容に応じ、改善措置を実施するものとする。

6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、機関等主任保護管理者が監査を実施する必要があると認めるときは、機関等主任保護管理者から機関等副主任保護管理者等及び機関等監査主任者等に対し保有個人情報等の安全管理等の状況の監査及び改善措置を実施させるものとする。

(漏えい等の報告等)

第15条 保護管理者は、訓令第26条第2項各号に規定する事態が生じたときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、当該事態に関し、訓令第26条第3項各号に掲げる事項を、順序を経て機関等主任保護管理者に報告しなければならない。

2 保護管理者は、前項に規定する事態の発生した原因を分析し再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、当該分析結果及び講じた措置のほか、事実関係、事態発生後直ちに講じた措置、被害の状況、当該事態に係る本人への対応状況等を取りまとめるものとする。

3 保護管理者は、第1項に規定する報告のほか、別に定めるところにより、訓令第26条第4項に規定する報告を行わなければならない。

(非常時における対応措置)

第16条 海上幕僚監部の課等の長及び部隊等の長は、保有個人情報等について、災害時等の非常時における保有個人情報等の搬出及びその他の運用に関する対応措置を定めるものとする。

(保有個人情報の利用又は提供)

第17条 訓令第27条第1項の防衛大臣の承認に係る申請手続については、別に定める。

2 前項の申請手続においては、訓令第27条第2項の規定により提出された文書を添付するものとする。

3 訓令第27条第5項の防衛大臣の承認に係る申請手続については、別に定める。

(外国にある第三者への提供の制限)

第18条 訓令第29条第1項及び第7項の防衛大臣の承認に係る申請手続については、別に定める。

第4章 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第19条 個人情報ファイルを保有しようとする保護管理者は、あらかじめ、順序を経て機関等主任保護管理者に対し、個人情報保護法第74条第1項各号に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同

様とする。

- 2 保護管理者は、前項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが個人情報保護法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、順序を経て機関等主任保護管理者に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成等)

第20条 保護管理者は、個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成し、順序を経て機関等主任保護管理者に提出するものとする。

- 2 保護管理者は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、順序を経て機関等主任保護管理者に当該変更があった事項を通知するものとする。

- 3 保護管理者は、個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが個人情報保護法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、順序を経て機関等主任保護管理者にその旨を通知するものとする。

第5章 雑則

(細部規定)

第21条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は機関等副主任保護管理者が定める。

- 2 部隊等の長は、必要があると認めるときは、所属する部隊等におけるこの達の実施に関する細則を定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この達は、令和4年4月1日から施行する。

(監査に関する経過措置)

- 2 この達の施行前の海上自衛隊の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する達第15条の規定は、この達による改正後の海上自衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達第14条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

(海上自衛隊における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する達の一部改正)

- 3 海上自衛隊における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する達（平成18年海上自衛隊達第16号）の一部を次のように改正する。

第29条中「海上自衛隊の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する達（平成17年海上自衛隊達第13号）」を「海上自衛隊における保有個人情報

報等の安全管理等に関する達（令和４年海上自衛隊達第２６号）」に改める。

（人事評価の実施に関する達の一部改正）

- ４ 人事評価の実施に関する達（平成２８年海上自衛隊達第３６号）の一部を次のように改正する。

第６条中「海上自衛隊の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する達（平成１７年海上自衛隊達第１３号）」を「海上自衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達（令和４年海上自衛隊達第２６号）」に改める。

（海上自衛隊の情報公開に関する達の一部改正）

- ５ 海上自衛隊の情報公開に関する達（令和２年海上自衛隊達第３１号）の一部を次のように改正する。

第９条第３項中「防衛省本省の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する訓令（平成１７年防衛庁訓令第３３号）その他の個人情報及び個人番号の安全確保等」を「防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令（令和４年防衛省訓令第２９号）その他の保有個人情報等の安全管理等」に改める。

附 則〔第１次改正〕

この達は、令和５年４月１日から施行する。